

別紙 1
添付書類一覧

法人の場合

No.	書類名称	提出の有無
1	誓約書（秋田市暴力団排除条例に基づく誓約書）	必須
2	宣誓書（社会保険加入対象外）	該当する場合
3	宣誓書（特別徴収義務者対象外）	該当する場合
4	同意書（道路除排雪車両運行管理システムに係る同意書）	必須

- 1 秋田市暴力団排除条例に基づく誓約書
誓約書に基づき、秋田市が所管警察署に照会しますので、代表者および役員の住所、氏名、生年月日に誤りがないように記入し提出してください。
- 2 社会保険の加入対象ではない宣誓書
健康保険、厚生年金保険、労災保険の加入対象でない場合は明確な理由を記入し提出してください。
- 3 個人市民税および個人県民税にかかる特別徴収義務者ではない宣誓書
個人市民税および個人県民税を従業員が個人ごとに納めている場合は日付、会社名、代表者名を記入し提出してください。
- 4 道路除排雪車両運行管理システムに係る同意書
各社保有の除雪車両および貸与される車両にGPS端末の設置、車両位置情報の取得、位置情報の公開することに関する同意書です。共通様式となっていますので必要事項を記入し提出してください。

個人の場合

No.	書類名称	提出の有無
1	誓約書（秋田市暴力団排除条例に基づく誓約書）	必須
2	宣誓書（社会保険加入対象外）	該当する場合
3	宣誓書（国保税納税義務者対象外）	該当する場合
4	同意書（道路除排雪車両運行管理システムに係る同意書）	必須

- 1 秋田市暴力団排除条例に基づく誓約書
誓約書に基づき、秋田市が所管警察署に照会しますので、代表者の住所、氏名、生年月日に誤りがないように記入し提出してください。
- 2 社会保険の加入対象ではない宣誓書
健康保険、厚生年金保険、労災保険の加入対象でない場合は明確な理由を記入し提出してください。
- 3 国民健康保険税の納税義務者ではない宣誓書
宣誓内容に該当する場合は住所、氏名、日付を記入し提出してください。
- 4 道路除排雪車両運行管理システムに係る同意書
各社保有の除雪車両および貸与される車両にGPS端末の設置、車両位置情報の取得、位置情報の公開することに関する同意書です。共通様式となっていますので必要事項を記入し提出してください。

別紙 2

資格審査書類一覧

法人の場合

No.	種 類	証明書発行窓口	備 考
1	登記事項証明書（発行から3ヶ月以内のもの）	法務局	※
2	貸借対照表（直前決算時のもの）		※
3	損益計算書（直前決算時のもの）		※
4	法人市民税の納税証明書（前営業年度1年分）	市民税課	※
5	固定資産税の納税証明書（前年分）	市民税課	※
6	消費税および地方消費税納税証明書（その3（未納税額のない証明））	管轄税務署	※
7	特別徴収分個人市民税の領収書の写し（直近3ヶ月分）		※注1
8	健康保険料の納入確認書又は領収書の写し（直近1年分）	年金事務所	注2
9	厚生年金保険料の納入確認書又は領収書の写し（直近1年分）	年金事務所	注2
10	労災保険料の納入確認書又は領収書の写し（直近1年分）	労働局	注3

秋田市総務部契約課の建設工事、測量・建設コンサルティング等、小規模修繕、物品の登録者は※印の書類は省略可能です。

注1 従業員が個々に納めている場合は宣誓書を提出してください。

注2 法人事業所の場合は雇用人数に関わりなく、社会保険（健康保険、厚生年金保険）の加入は義務ですので、必ず確認書又は領収書の写しを提出してください。

注3 法人事業所の場合は雇用人数に関わりなく、労働保険（労災保険、雇用保険）の加入は義務です。必ず確認書又は領収書の写し（申告書は不可）を提出してください。

別紙 3

資格審査書類一覧

個人の場合

No.	種 類	証明書発行窓口	備 考
1	身分証明書（発行から3ヶ月以内のもの）	各市町村（市民課）	※
2	所得税白色申告決算書（直近分）の写し（白色申告された方）		※
3	所得税青色決算書（直近分）の貸借対照表の写し（青色申告された方）		※
4	所得税青色決算書（直近分）の損益計算書の写し（青色申告された方）		※
5	市県民税の納税証明書（前年度分）	市民税課	※
6	固定資産税の納税証明書又は資産のないことの証明書（前年度）	市民税課	※
7	消費税および地方消費税納税証明書（その3（未納税額のない証明））	管轄税務署	※
8	前年度市民税・県民税（所得・課税）証明書	市民税課	
9	健康保険料の納入確認書又は領収書の写し（直近1年分）	年金事務所	注1
10	厚生年金保険料の納入確認書又は領収書の写し（直近1年分）	年金事務所	注1
11	労災保険料の納入確認書又は領収書の写し（直近1年分）	労働局	注2

秋田市総務部契約課の建設工事、測量・建設コンサルティング等、小規模修繕、物品の登録者は※印の書類は省略可能です。

注 1

常時雇用人数が5人以上の場合は社会保険（健康保険、厚生年金保険）の加入が義務です。必ず確認書又は領収書の写しを提出してください。
雇用人数が5人未満の場合又は一部の業種（※1）の場合は社会保険（健康保険、厚生年金保険）の加入が任意となっていますので、加入されている方は確認書又は領収書の写しを提出してください。

※1 一部の業種とは農業、林業、漁業、飲食店、料理店、理容・美容業、旅館・宿泊業、飲食店、料理店、クリーニング業、ビル清掃業、浴場、写真、映画・娯楽業、弁護士、税理士、会計士、社会保険労務士、神社、寺など

注 2

雇用人数に関わらず、1人でも雇用していれば労働保険（労災保険、雇用保険）の加入が義務です。必ず確認書又は領収書の写し（申告書は不可）を提出してください。
なお、農業、漁業を5人未満の場合または同居親族のみで事業を行っている場合は適用除外です。

